

令和4年9月期 定例教育委員会議

- ・開催日時 令和4年9月16日（金） 午前10時00分から
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室
- ・出席者

教育長	村田明彦
教育長職務代理者	奥野貞一
委員	多田謙司
委員	新熊和彦
委員	古山美穂
- ・説明者

教育次長兼教育総務課長	森井克則
学校教育室長	東浩朗
生涯学習室長兼世界遺産・文化財総合管理室長兼文化財課長	吉澤則男
学校教育課長	角田浩太郎
社会教育課長	寺元正治
図書館課長	南里民恵
- ・事務局

教育総務課課長補佐	萬田正英
教育総務課主査	山脇ほのか
- ・議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 教育長月次報告
 - 日程第3 議案第20号
羽曳野市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

- 日程第 4 議案第 21 号
羽曳野市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の
制定について
- 日程第 5 議案第 22 号
羽曳野市いじめ問題対策審議会委員の選任について
- 日程第 6 議案第 23 号
令和 4 年度羽曳野市教育委員会表彰候補者について
- 日程第 7 議案第 24 号
後援名義の使用許可について
- 日程第 8 その他
・ 日程調整など

開会：午前 10 時 00 分

〔 教育長 開会の挨拶 〕

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長において、多田委員を指名しました。

日程第 2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 9 月 3 日に、キッズボールパークが行われました。
- (2) 9 月 4 日に、第 44 回羽曳野市少年軟式野球大会開会式が行われました。
- (3) 9 月 7 日に、校長会が行われました。
- (4) 9 月 9 日に、教頭会が行われました。
- (5) 9 月 12 日に、防災ポスター選考委員会が行われました。

日程第 3 議案第 20 号

羽曳野市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する
規則の制定について

- 社会教育課長より、資料に基づき、羽曳野市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明があり承認を求めました。

《社会教育課長》

議案第 20 号「羽曳野市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則の制定」について説明させていただきます。

羽曳野市留守家庭児童会使用料の減免に関する事務において個人番号の利用にあたり、所要の規定整備などを行うため、この規則を制定しようとするものであります。

主な改正内容は、1 点目は、様式第 5 号の留守家庭児童会使用料減免申請書（調査同意書）に個人番号欄を追加します。2 点目は、条例施行規則第 12 条第 3 項のただし書きにて「延長使用・土曜使用」の同時申請に関する審査結果の通知に使

用する様式を追加するものです。

改正する規則案、新旧対照表を添付させていただいています。よろしくお願いいたします。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 4 議案第 21 号

羽曳野市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

- 図書館課長より、資料に基づき、羽曳野市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明があり承認を求めました。

《図書館課長》

議案第 21 号「羽曳野市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則」の制定について説明させていただきます。

10 月 1 日より電子図書館の運用を開始いたします。これに伴い必要な規則の改正を行うものです。

規則には利用対象者等の規定がありますが、電子図書館サービスについては、従来の紙の図書とは違う運用方法が生じます。そのため、規則上に電子図書館サービスを定義し、本サービスの運用については規則とは別に別途定めるという旨を規定しています。なお、電子図書館の運用に関する要領については、本案件の承認後に制定手続きを行う予定です。

具体的には、議案書にある通り、通常の図書館のサービスは、本市の在住・在勤・在学者以外に広域利用という形で、藤井寺市や富田林市、河内長野市など近隣市において相互に協定を結んでいる市町村の市民の方も利用いただけるのですが、電子図書館サービスについては、羽曳野市在住・在勤・在学の方に限るなどの違いがあるため別途制定するものです。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

《教育長》

10 月 1 日からの運用ですね。

《図書館課長》

そうです。

《多田委員》

羽曳野市に限るという形になっているのですね。

《図書館課長》

そうです。

《多田委員》

他の市町村もそういう形になっているのですか。

《図書館課長》

はい、そうです。

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 5 議案第 22 号

羽曳野市いじめ問題対策審議会委員の選任について

- 学校教育課長補佐より、資料に基づき、羽曳野市いじめ問題対策審議会委員の選任について説明があり承認を求めました。

《学校教育課長補佐》

羽曳野市いじめ問題対策審議会委員の選任について説明させていただきます。

学校におけるいじめ問題対策につきましては、いじめにあたる事象をできるだけ早く、広がり小さく、軽微なうちから認知し、その解決にむけて組織的な対応をしていくことが求められています。羽曳野市では各学校において、事象が起ってからへの対応だけではなく、いじめが起らない未然防止も意識して取り組んでいるところです。

市内全体の状況把握については、弁護士や学識経験者で構成される本審議会において、専門的見地から助言等をいただきながら進めております。この羽曳野市いじめ問題対策審議会委員の選任に関しまして、資料の候補名簿のと通りの4名につきまして、委嘱してよろしいでしょうか。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

《古山委員》

学校現場でいじめになりそうな事象を先生方が把握されて、学校現場では、校長先生に報告するのですね。その報告の後、審議会に上がってくるには、何らかの基準があるのですか、それとも全てを上げているのですか。

《学校教育課長補佐》

いじめ問題対策審議会のところまで上がってくるケースは、いじめの重大事態に当たると判断された場合だと思います。これまで重大事態と判断されたケースは羽曳野市においてはございません。

《古山委員》

そのいじめが重大か重大じゃないという判断は本当に大変で、以前にも伝えましたが不登校の子ども達もいじめられている子ばかりではなく、**HSP** の話をしましたが先生が厳しく誰かに何かを言っているとか自分自身が育ちの中で、すごく過敏になっている子は、子ども同士が大阪弁で話していて全くいじめではないけれど、それを見て学校が怖いとか私もそんな事をされると思う子が 8 割いるというデータを見ました。いじめの定義は、いじめられていると言うと全てがいじめになり、すごい数になりますがいじめと **HSP** の違いを知り、整理する事が必要だと思います。

《学校教育課長補佐》

羽曳野市としては、**SSW** を数年かけて配置しました。すべての学校に毎日 **SSW** が来るわけではないですが、福祉の専門家としての視点を持った者が各学校に行くことによって、教職員以外の視点で物や人をとらえられるという事は強みだと思います。

そういう事を学校現場で少しずつ広めていき、先生方もそういった視点を取り入れながら、あらゆる角度から子ども達や家庭の背景を探っていく事を広めたいと思っています。

どういう機関と繋がるのか **SSW** と連携し、ケースにより専門家や医療に任せてみようという仕組みを少しずつではありますが、支援教育や生徒指導においては広まってきていると思っています。

《古山委員》

近隣の医療機関をアップしている事は、学校現場で共有できているのですか。

《学校教育課長補佐》

周知はさせていただいています。また、ハンドブックとして、すべての教職員の手元に渡すようにはさせては頂いております。

《古山委員》

まずは先生が **HSP** の事を知りそのことは医療に任せる。医療現場もそこを専門にやっている人もまだまだ少ないと思うので先生たちと一緒に勉強会をするなど、

そういう取組が先生たちを助ける一つ方法になると思います。

《教育長》

直近の開催は、いつですか。

《学校教育課長補佐》

昨年 11 月です。

《教育長》

その内容は。

《学校教育課長補佐》

内容を簡単にまとめますと、いじめは生起してから、取り組み中になります。解決は、事象がなくなっているとか本人が安心しているという事が、少なくとも 3 ヶ月続くことです。3 ヶ月以内は、解決にならないので取り組み中になりますが、その取り組み中が昨年 11 月の時点では多いというご指摘を頂き、その説明や数が伸びている事についての話しがありました。数が伸びている事は、先生方の認知・感度が上がっている為なので、教育委員会としては肯定的にとらえていると説明しました。
大きくは、その 2 点です。

《教育長》

今の羽曳野の現状を報告する中で、審議会としてのアドバイスを頂いたという事です。ですね。

《学校教育課長補佐》

そうです。

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 6 議案第 23 号

令和 4 年度羽曳野市教育委員会表彰候補者について

- 教育総務課長補佐より、資料に基づき、令和 4 年度羽曳野市教育委員会表彰候補者について説明があり承認を求めました。

《教育長》

地域の方が1名となっていますが、育成協とか学校関係にずっと関わってくださっている方です。

クラブ表彰については、近畿大会、全国大会出場者です。いつも教育長特別表彰が議論になりますが今回も全国大会級の大会に出場しているという事で候補者に選んでいます。

《多田委員》

この方達は、クラブ活動ではないから特別表彰ですね。

《教育長》

そうです。

《古山委員》

特別表彰の人達は、どうやって挙がってくるのですか。

《教育長》

保護者が学校に申し入れる事やスポーツ振興課に直接伝えてくる方もおられます。

《古山委員》

規程の中に有益な調査研究、発明発見又は工夫考案したものとあるので、スポーツ以外にも何かありますか。

《教育長》

もちろん文化的なものも挙がってくれば検討します。例えば、吹奏楽が近畿大会や全国大会に出場すれば、もちろんここに挙がってくると思います。

《古山委員》

自分の得意を生かして羽曳野やったらこんな事も表彰してもらえるという仕組みにすれば、子どももスポーツ以外でも何かいろいろやる気になるかなあと思っています。ただ、その時に保護者からの申し出しか道筋がなかったら大抵の保護者は言わないのかと思います。なんかアピールするみたいで嫌やなってなると思います。だから何か見つける工夫みたいな物があればいいと思っています。例えば、近所の人や友達の子が推薦してくれるとか。

《教育長》

基準が難しくなると思いますけどね。

《古山委員》

どういう大会で何位になったとかはわかり易い。

《教育長》

そうですね。大会要綱等の添付を求めています。特に外部団体は分からないので。去年お話したと思いますが硬式野球チームが羽曳野にあって、その羽曳野市民の子が全国大会に出場すれば表彰されます。去年、羽曳野在住の子が他市のチームから全国大会に出場しました。羽曳野市民なので表彰するに値するという事で表彰させてもらいました。文化的なものも拾い上げていかないといけないと思います。見つけるのは、やっぱり学校ぐらいだと思います。先生と話して分かることが多いです。

《多田委員》

なんであの子は表彰されてうちの子はされないのか。そういうことはないのですか。

《教育長》

それは、今のところはないです。

《古山委員》

ただ、いろんな子を褒めてあげたい。

《教育長》

いっぱい出てくると思いますよ。判断が難しいですよ。

《古山委員》

市のアピールになると思います。羽曳野市や学校でこんな事も表彰してもらえとか、こんな事も11月におめでとうって言ってもらえと思ったら、スポーツ以外にもさっき言ったみたいに化石を見つけたので新聞に載りました。そして表彰をする。自分の得意で表彰されると子ども達が元気になると思います。

《多田委員》

周知方法や推薦方法等の仕組みの検討が必要かも知れませんね。

《教育長》

そうですね。今後検討していきましょう。

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第7 報告第8号

後援名義の使用許可について

- 教育総務課課長補佐より、資料に基づき、後援名義の使用許可について説明があり承認を求めました。

《教育総務課課長補佐》

後援名義の使用許可について、ご説明させていただきます。

資料をご覧ください。新規申請事業1件と前回の教育委員会議以降に専決処分を行ったもの4件になります。

新規申請事業は、団体名は「特定非営利活動法人はみんぐ南河内」事業名は「オナカマ食べようプロジェクト・フードパントリー」です。資料をご覧ください。事業実施日は、令和4年11月6日(日)です。事業内容としましては、いろいろな困りごとや不便を抱える方へ食材を無料で提供する支え合いの活動「フードパントリー」の開催と専門職による相談の機会を設け参加者の困りごとの解決の端緒となる場を目的としております。

「羽曳野市教育委員会の後援名義使用等に関する要綱」第2条第1項による許可対象事業の要件はクリアしており、なおかつ第2条第2項の「許可を行わない事業」の要件には該当しないと考えております。

2枚目以降に予算書等の資料を添付しておりますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

次に継続事業が4件ございます。

前回の教育委員会議以降に専決処分を行ったものになります。

1件目は、専決日令和4年8月31日、団体名は「南河内ブロック 大阪府グラウンド・ゴルフ協会」、事業名は「南河内ブロック グラウンド・ゴルフ交歓大会」です。2件目は、専決日令和4年9月13日、団体名は「羽曳野市グラウンド・ゴルフ協会」、事業名は「第8回秋季グラウンド・ゴルフ交歓大会」です。

3件目は、専決日令和4年9月14日、団体名は「大阪府小学校生活科・総合的な学習教育研究協議会南河内大会実行委員会」、事業名は「大阪府小学校生活科・総合的な学習教育研究協議会研究大会南河内大会」です。

4件目は、専決日令和4年9月14日、団体名は「日本書道芸術院」、事業名は「第62回 日本書道芸術院展」です。

いずれも後援名義使用許可実績のある団体、事業です。

説明は以上でございます。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 8 その他

- (1) 令和 4 年度全国学力学習状況調査等の結果についての報告がありました。
- (2) 学校教育室長より、学校園における新型コロナウイルス感染症に関する諸般の報告がありました。
- (3) 事務局より、今後の日程について連絡がありました。

教育長より次回の 10 月定例教育委員会議を、10 月 19 日（水）に予定することを通知しました。

〔 教育長 閉会の挨拶 〕

閉会：午前 11 時 10 分